

スタシアサイカVISAカード会員特約改定 新旧対比表

■ 改定事項

従来、認めていなかった「ピタパカード」のみの退会について規定いたしました。

旧	新
<p>第17条（退会） 第1項 一体型会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、池田泉州銀行に届け出るものとします。</p> <p>第2項 一体型会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき四社すべてから退会となるものとします。</p>	<p>第17条（退会） 第1項 一体型会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、池田泉州銀行に届け出るものとします。</p> <p>第2項 一体型会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、会員規約等に基づき四社すべてから退会となるものとします。</p> <p><u>ただし、真にやむを得ない事由により、一体型会員が本カードのうちピタパカードのみの退会を希望する場合、池田泉州VCに申し出るものとし、阪急阪神カード、スルッと、および池田泉州VCの三社が承認した場合はこの限りではありません。</u></p>